

解除の効果 H17-09-2 <<#344>>

【問】 正誤をつけよ。

売主が、買主の代金不払を理由として売買契約を解除した場合には、売買契約はさかのぼって消滅するので、売主は買主に対して損害賠償請求はできない。✕

【答え】 誤り

<<ポイント1>> 解除の効果

当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。

4 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。（民法 545 条 1 項、4 項）

cf. 解除 → 損害請求できない

<<ポイント2>> 債務不履行による損害賠償

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。（民法 415 条 1 項本文）